

## 知多半島回遊性向上事業委託仕様書

### 1. 事業委託名 知多半島回遊性向上事業委託

### 2. 目的

本業務は、知多半島全体で誘客を促進することにより、知多半島観光圏協議会（以下、「協議会」という）に参加する 5 市 5 町（半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）を巡る仕組みを構築し、知多半島への誘客と地域経済の活性化を図る。また観光客の動向を調査・分析・今後の方向性等をとりまとめた活動計画を策定する。

### 3. 事業内容

#### (1) 観光客動向調査等事業

知多半島での観光客の動向を調査・分析し、知多半島における観光振興、誘客促進に資する協議会事業の参考となるよう観光実態及び課題・問題点等を整理する。また、協議会の活動計画を策定する。

##### ① 調査計画の策定

観光客動向調査の実施にあたって、下記の項目などを参考に調査計画を作成する。

- ア. 調査地点（施設名等とその選定理由）
- イ. 調査対象（属性、サンプル数等とその選定理由）
- ウ. 調査時期及び回数（調査時期、調査に要する期間）
- エ. 調査方法
- オ. 調査体制（調査員数及び管理方法）
- カ. 調査票（調査項目、仕様、発行部数）
- キ. 回答者に対する謝礼品等（謝礼品は必ずしも提供しなくても良い）
- ク. 目標有効回収数
- ケ. 回収した調査票の分析について
- コ. その他

##### ② 調査の実施

調査計画に基づき、観光客動向調査を実施する。

##### ③ 活動計画の策定

調査結果の整理・分析、調査結果等を踏まえた今後の方向性を示した活動計画を策定する。

#### (2) 魅力いっぱい知多半島スタンプラリー（仮称）の構築事業

知多半島 5 市 5 町の観光施設や飲食店などを巡るスタンプラリー形式による、通年で観光客が楽しみながら知多半島を周遊できる仕組みを構築し、知多半島への誘客と地域経済の活性化を図る。

※知多半島 5 市 5 町の施設・店舗を選択することで、店舗等の露出度を高めるとともにリピーターの確保を図ること。また、地場産業の製品を取り入れるなど PR に資する内容とすること。

#### 【スケジュール】

平成 29 年度 仕組みの構築（構築出来次第、魅力いっぱい知多半島スタンプラリー（仮称）開始）

※今回の事業委託は平成 29 年度の仕組みの構築までです。

平成 30 年度以降 通年で魅力いっぱい知多半島スタンプラリー（仮称）を実施する。

#### ① 事業の構築

平成 30 年度以降の同スタンプラリーの実施において、できる限り自立的に運営できるようにすることを念頭において、以下の項目を参考にした全体計画を作成する。

- ア. 全体のテーマ、スタンプラリーとしてのオリジナリティをどうだすかなど（スタンプラリーの名称、ブランドカラー、ロゴ等を含む）
- イ. スタンプラリーの基本的な実施方法（アナログ型、スマホ利用などデジタル型、あるいは併用型など）
- ウ. 仕組みの構築（選定方法、選定基準等、箇所数、勧誘方法等）
- エ. 必要資器材等（消耗品含む）について（種類、個数、使用方法等）
- オ. 参加者（ターゲット層、参加方法、有償か無償か）
- カ. 運営方法（誰が、何を、どのような・役割で、どの時期に行うか等）
- キ. 参加賞、および景品（どのようなものを、いくつ、どこから調達し、どのように対象者に渡すか等）
- ク. 協力・協賛等について（どのようなところに、どのような形で、どう協力・協賛をいただくか等）
- ケ. 広報・宣伝について（どのようなことを、どの時期に、どのぐらいの予算が必要か等）
- コ. 全体スケジュール
- サ. 継続性について（次年度以降も事業の実施が可能な仕組み）
- シ. その他（誘客促進、地域経済の活性化、波及効果等）

#### (3) PR 事業

スタンプラリーの PR を始めとした、知多半島観光プロモーションを実施すること。

#### 4. 成果品

本事業の成果品は、以下のとおりとする。

##### (1) 事業報告書 30 部

上記の電子データ 業務報告書を電子ファイル化したもの（CD-R 等）、一式

##### (2) 3. の (1) (2) (3) の業務の中での製作物

※品数については、受託事業者決定後にプロポーザルの内容を踏まえ、協議により決定する。

納品先については、知多半島 5 市 5 町の関係施設各所

## 5. 著作権

納品された製作物等の著作権は発注者に帰属するものとする。また、成果品は、各市・観光協会が作成するホームページ、各種情報提供媒体、観光プロモーション、行事イベント、旅行会社への販促等に随時使用するものとする。

6. 委託金額 15,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

7. 委託期間 平成 29 年 7 月 25 日（火）から平成 30 年 3 月 14 日（水）

※事業期間については、業者決定後、受注者との協議により変更する場合があります。

## 8. 留意点

- (1) 地方創生交付金を活用するため、空港、鉄道、有料道路(全国初めての有料道路民営化路線)が集約している知多半島地域の特色を生かした内容にすること。
- (2) 空港会社、鉄道事業者、道路管理・運営会社との官民での観光振興による地域活性化に向けた連携をし、知多半島全体で誘客促進を図る内容にすること。
- (3) 5 市 5 町それぞれの賑わいを創出することで、地場産業や飲食店など商業の活性化につながり、雇用促進につなげ、人口減少、地域経済の縮小に歯止めをかけることを目指すことを視野に入れた内容にすること。

## 9. その他

- (1) 受託者は、契約締結後すみやかに実施計画概要、業務責任者、業務行程表を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、協議会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項および不明な点が生じたときは、その都度速やかに協議会と協議を行い、了解を得た上で業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 業務は、協議会と十分協議を行いながら業務を遂行するものとする。
- (6) 受託者は、本業務により知り得た情報を協議会の許可なく他に利用若しくは漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、協議会と協議するものとする。
- (8) 委託者と協議の上本事業の一部を他の者に再委託することができるものとする。